

水道の維持管理について 質問事項への回答

平成 19 年 5 月 22 日

厚生労働省水道課

1 水道事業の概要について

(1) 水道施設及びその維持管理・運營業務の概要がわかるパンフレット、説明資料など既存の資料があれば提出をお願いします。

(答)

パンフレット(「日本の水道」,「みんなの水道」)及び説明資料(別紙 1)を提出します。

(2) 管路等(隧道等のコンクリート構造物を含む)の維持・管理業務には、実施内容や実施頻度などの基準が定められていますか。また、これらの業務はどのように行われていますか(水道事業者の直轄実施、民間への委託など)。

(答)

管路等の維持・管理業務における実施内容や実施頻度等の具体的作業内容の基準といったものはありませんが、水道法第 19 条に基づき、必要な資格を有する水道技術管理者が、管路等の水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査に従事、監督しなければならないこととされています。このため、水道技術管理者は、「水道維持管理指針」((社)日本水道協会)や厚生労働省による各種通知や指針(例えば「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」)等を参考にしながら、各水道施設の状況に応じた維持管理業務を、自身の責任の下で行っています。業務の実作業については水道事業者の職員が実施している事業者と民間業者に委託している事業者があります。管路等の維持・管理業務については、「漏水調査・管路保守業務」及び「管路事故等の待機業務」については、約 6 割の事業者が民間に委託し、約 3 割が直営としており、「マッピングシステムの点検・保守業務」については約 5 割が委託、約 2 割が直営(その他は業務を行っていない)、「水圧等の調整業務」については約 2 割が委託、約 6 割が直営としています。(「水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書」(社団法人日本水道協会。平成 18 年 3 月)より)

2 上水道事業者としての責務について

(1) 水道施設について、整備（工事）の記録や維持管理・補修等の記録はどのように作成されていますか。また、その根拠規定がある場合にはご教示下さい。

（答）

厚生労働省では、水道事業者が施設の管理状況について施設管理日誌、作業日誌等により記録するよう指導しており、水道法に基づく水道事業の経営状況に関する報告徴収や立入検査において水道事業者がこうした記録を実施していることを確認しています。

(2) 水道事業者においては、保有している財産（浄水場、管路等を含む）の現況（状態）についてどのように把握することとなっていますか（把握していますか）。また、その根拠規定がある場合にはご教示下さい。

（答）

地方公営企業である水道事業者においては、地方公営企業法の規定に従って資産の内容を明らかにしなければならないこととされており、各水道事業者は定められた勘定科目の区分に従って水道施設をはじめとする資産を整理し、公にしています。

また、水道施設の機能面からの状況の把握については、水道法に基づき水道施設が基準を満たすようにすることに加え、施設図や配管図等を常に更新していつでも速やかに利用可能な状態に整理し保管すること、「水道施設機能診断の手引き」や「水道施設更新指針」等を利用して各水道施設の老朽度等を把握して計画的に施設更新を進めること等を指導しており、水道事業経営状況に関する報告徴収や立入検査において水道事業者がこうした取組を実施していることを確認しています。

(3) 水道施設の管理者として維持すべき管理水準の定めがあればご教示下さい。また、その達成状況について把握されていればご教示下さい。

（答）

水道法において、水道により供給される水は水質基準に適合しなければならないこと、水道施設は施設基準を満たさなければならないこと、衛生上の基準を遵守しなければならないこと、水道事業者は需要者に対し常時給水する義務を負っていること等が定められており、水道事業者はこれらの規定に適合するように水道施設の管理を行うことが求められます。具体的な管理について、水道法では、必要な資格を有する水道技術管理者が水道施設の管理の業務に従事、監督しなければならないこととされ、水道技術管理者の責任の下で各水道施設の状況に応じた維持管理業務が行われています。

なお、こうした管理による実施状況については次の質問への回答において示しています。

(4) 水道事業者が負っている給水義務の履行状況、水質基準の確保、水質検査の実施状況について把握されていればご教示下さい。

(答)

常時給水義務に関し、ほとんど全ての水道事業者において適切に履行されています。なお、一部の水道事業者において維持管理業務が原因となり給水停止等が生じた事例があります。

- ・適切なる過操作が行われていなかったために、浄水に耐塩素性病原生物が検出され、給水停止を行った。
- ・消毒剤の注入が適切に行われていなかったために、給水停止を行った。
- ・送水ポンプが故障したために、断水した。

水質基準に関し、全国の水道事業体における水質基準適合率は、ここ数年、99.9%以上という高い水準を維持しています。

(水道水質基準の概要について)

水道により供給される水の備えるべき要件については、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で定められています。

現在、水質基準項目は、50項目が定められており、このうち、人の健康に対する悪影響を生じさせないという観点(化学物質等)から30項目について、生活利用上の障害を来さないという観点(色・においなど)から20項目について、基準値が規定されています。

水質検査に関し、水道事業者は水道法第20条に基づき定期及び臨時の水質検査を行う義務があり、ごく一部の事業者に毎日実施すべき検査の実施日に欠けがある事例があるものの、検査自体は全ての水道事業者で実施されています。検査業務については、各水道事業者が自ら実施するほか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託されて実施されており、これらの検査機関については、厚生労働省が統一的に試料の検査を行わせて各機関の検査精度を確認し、その向上を図るなどにより、適切な水質検査が実施されるよう取り組んでいます。

(水質検査について)

水道事業者は、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行わなければなりません。(なお、水質検査に関する規定は、水道用水供給事業者、専用水道の設置者にも準用されます。)

水質検査の頻度等は水道法施行規則及び関係告示等で定められており、例えば、定期の水質検査については以下のように規定されています。

- ・1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果
- ・1月に1回以上の検査・・・水質基準のうち基本的項目(一般細菌、大腸菌、pH、濁度、等9項目)
- ・3月に1回以上の検査・・・水質基準の全項目(基本的項目+消毒副生成物質+有害金属、等全50項目)

なお、合理的な水質検査が実施できるよう、過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができることが規定されています。

(5) 昨年 8 月 25 日に広島県において水道用水供給事業者の送水施設(隧道)の破損事故が発生していますが、これ以外に把握されている事故の実例、事故の種別、数、原因等についてご教示下さい。また、業務を委託された民間事業者が関与する事故事例(事故概要、原因、対処方法等)があれば合わせてご教示下さい。

(答)

平成 18 年度に発生した漏水などの事故による断水の主な事例は以下のとおりです。

時期	都道府県	市町村	区分	事故概要	断水世帯数	影響市町村	断水時間
H18.4	佐賀県	佐賀市	用供	経年劣化による送水管漏水事故	約550	東与賀町、川副町	約3時間
H18.5	香川県	高松市	水道	他工事(電柱)による配水管破損事故	約300	高松市	約12時間
H18.5	福岡県	行橋市	水道	経年劣化による配水管(石綿セメント管)漏水事故	約90	行橋市	約10時間
H18.6	京都府	舞鶴市	水道	他工事(道路)による配水管破損事故	8	鶴舞市	約5時間
H18.8	広島県	海田町	用供	地下水の影響による地山劣化(空洞化)に伴う送水トンネル崩落	32,050	呉市、江田島市	最大12日
H18.9	秋田県	横手市	水道	送水ポンプ故障(警報転送システム無)	約1,000	横手市	4時間
H18.10	岩手県	盛岡市	水道	緊急遮断弁誤動作	約5,000	盛岡市	
H19.3	長崎県	長崎市	水道	民地に配管があり、民地の工事による送水管破損事故	5,376	長崎市	約15時間

3 包括的民間委託等の現状について

(1) 水道法第24条の3に基づく第三者委託、PFI、指定管理者制度による民間委託の導入状況（総箇所数に対する導入の割合、委託対象業務、委託期間、入札方法、受託者の属性等）についてご教示下さい。

（答）

第三者委託及びPFIの内容については別紙2及び別紙3のとおりです。なお、指定管理者制度は高山市が導入していますが、その内容は別紙の第三者委託の表の高山市の欄にあるとおりです。

また、第三者委託及びPFIの導入の割合は以下のとおりです。

	第三者委託		PFI		総数
	導入事業数	割合	導入事業数	割合	
上水道事業	15	0.9%	3	0.2%	1,602
水道用水供給事業	2	2.0%	2	2.0%	102
簡易水道事業	74	0.9%	0	0.0%	7,794

なお、従来型業務委託については全ての水道事業者が、「水質試験・検査業務」、「電気設備の点検・保守業務」、「メータ検針業務」を中心に、何らかの業務について実施しています。

(2) 管路等の維持・管理業務の民間委託の現状及び民間へ委託する場合に現在行われている発注形態についてご教示下さい（委託の範囲、仕様、受託者選定方法等）

（答）

管路等の維持・管理業務に関し、「漏水調査・管路保守業務」及び「管路事故等の待機業務」については、約6割の事業者が民間に委託し、約3割が直営としており、「マッピングシステムの点検・保守業務」については約5割が委託、約2割が直営（その他は業務を行っていない）、「水圧等の調整業務」については約2割が委託、約6割が直営としています。（「水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書」（社団法人日本水道協会。平成18年3月）より）

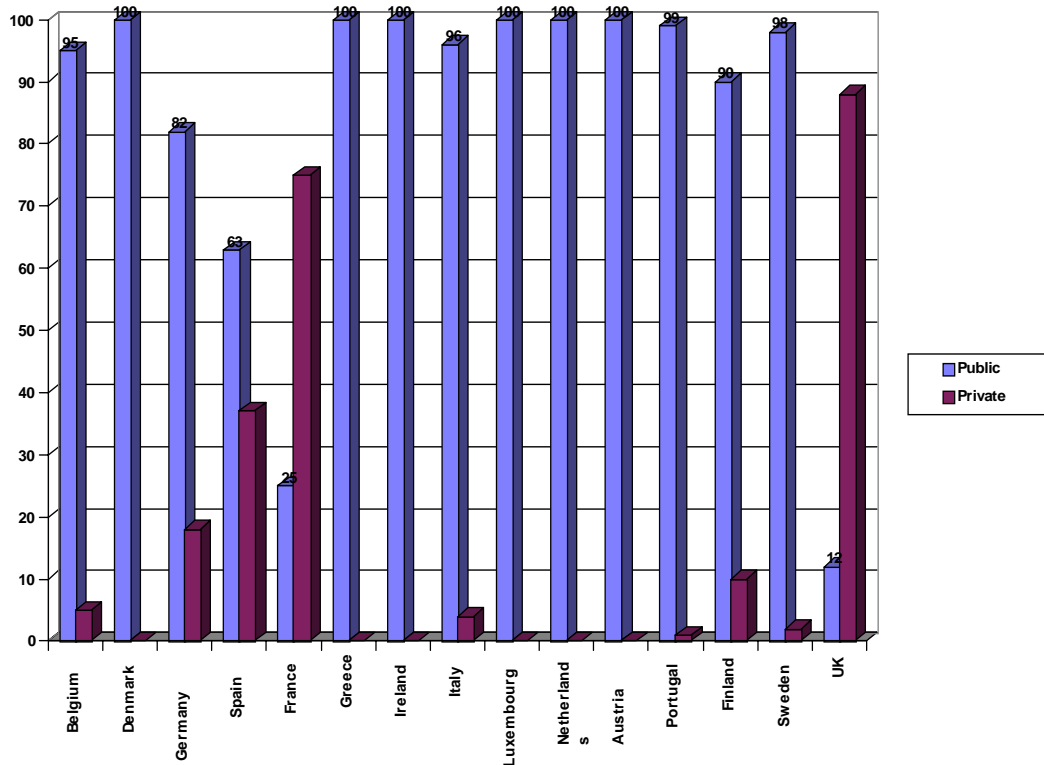
なお、発注形態については把握していません。

(3) 海外における水道事業の民間委託（民営も含む）の形態、実施状況、事故事例についてご教示下さい。

(答)

海外における水道事業の民間委託（民営も含む）の形態、実施状況は、完全に民営化されているイングランドから完全に公営で行われている国まで様々であると認識しています。

EU 各国の水道民営化の割合



Source: Eureau: Management Systems of Drinking Water production and Distribution Services in the EU Member states.

また、海外の水道事業の事例については以下に示すとおりです。

イギリスの事例

イングランドとウェールズでは 1969 年時点で公営が 1,060、民営が 29 の水道事業が存在していたが、1974 年に公営の水道事業は水系ごとに 10 の公社に統合され、民営水道（小規模）は継続とされた。その後、国家財政の困窮等から民営化の方針が打ち出され、1989 年に 10 公社は完全に民営化された。これらの会社には 25 年間のライセンスが与えられた。また、民営水道の経営を外部から規制する機関が設置され、料金や投資の規制が行われている。一家庭における年間の上水道料金と下水道料金の合計料金の平均は、1989 年に 219 ポンドであったが、2007 年は 312 ポンドとなる見込みである。低水圧の件数の割合は、1992 年度の 1.26%から 2000 年度は 0.11%に、12 時間以上の突然の断水件数の割合は、1990 年度の 0.42%

から 2000 年度は 0.11%に低下した。なお、ウェールズの会社は 2001 年に NPO に買収され、実質的に公営化された。

アトランタ市の事例

1999 年に、フランスの水道運営大手スエズ社の米子会社ユナイテッド・ウォーター (UW) と、浄水・配水施設の管理、施設の改善、料金徴収等の業務を一括して実施する、20 年間の契約を結んだ。

しかし、業務委託後、老朽化した水道管の相次ぐ破損が原因で、茶色い水が出て使用前に煮沸する必要があるといったサービス低下が見られるようになった。市の当初予想では、民営化で運営経費を年 2000 万ドル削減できるはずだったが、設備の老朽化が予想以上に進んでいたため、UW は初年度で 1000 万ドルの損失を出した。

このため 2003 年に契約を解消し、水道事業は再びアトランタ市が経営することとなった。

4 民間委託推進のための措置の状況

(1) 「水道事業における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」(平成14年12月11日 厚生労働省水道課 水道事業者等あて事務連絡)では、以下のとおり、厚生労働省において第三者への業務委託に関するガイドラインをとりまとめることとしていますが、これに関する検討経過状況について説明して下さい。また、公表物があれば提出をお願いします。

・「厚生労働省においては、本年度から3カ年の予定で、昨年水道法改正によって新たに制度化された第三者への業務委託に関する運用ガイドラインを取りまとめることとし、検討を進めているところです。……」

(答)

第三者委託の手引きを今後1ヶ月程度でとりまとめる予定で作業を進めています。

(2) 水道ビジョンの「8.スケジュール」では、「短期的には、直ちに行うべき方策の着手・実施を図るものとし、国においては、……モデル事業の実施等を積極的に進め、目標達成への軌道に乗せる。」となっています。これらの実施状況についてご教示下さい。また、実施後の評価、問題点、改善方策等についても合わせてご教示下さい。

(答)

平成16年6月に策定された水道ビジョンの「9.フォローアップ」に「第1回のレビューは、本ビジョン策定後3年目を目途の行うものとする。」とされていることを受け、ビジョン策定から3年目を迎える本年度に、我が国の水道の全般的な状況、関係する様々な施策等の水道ビジョンの実施状況について、水道ビジョンフォローアップ検討会において検討を進め、今年度末にはレビュー結果をとりまとめることとしています。

(3) 水道ビジョン別紙1では、短期的な政策目標として以下のような施策が挙げられていますが、その検討状況についてご教示下さい。

- ・ 第三者委託、PFI等の実施に係る各種手引きの策定
- ・ 第三者委託導入の合理性評価手法の確立
- ・ 官民連携事業の所期目的の達成状況を、第三者機関により公正に評価をする仕組みの検討、構築

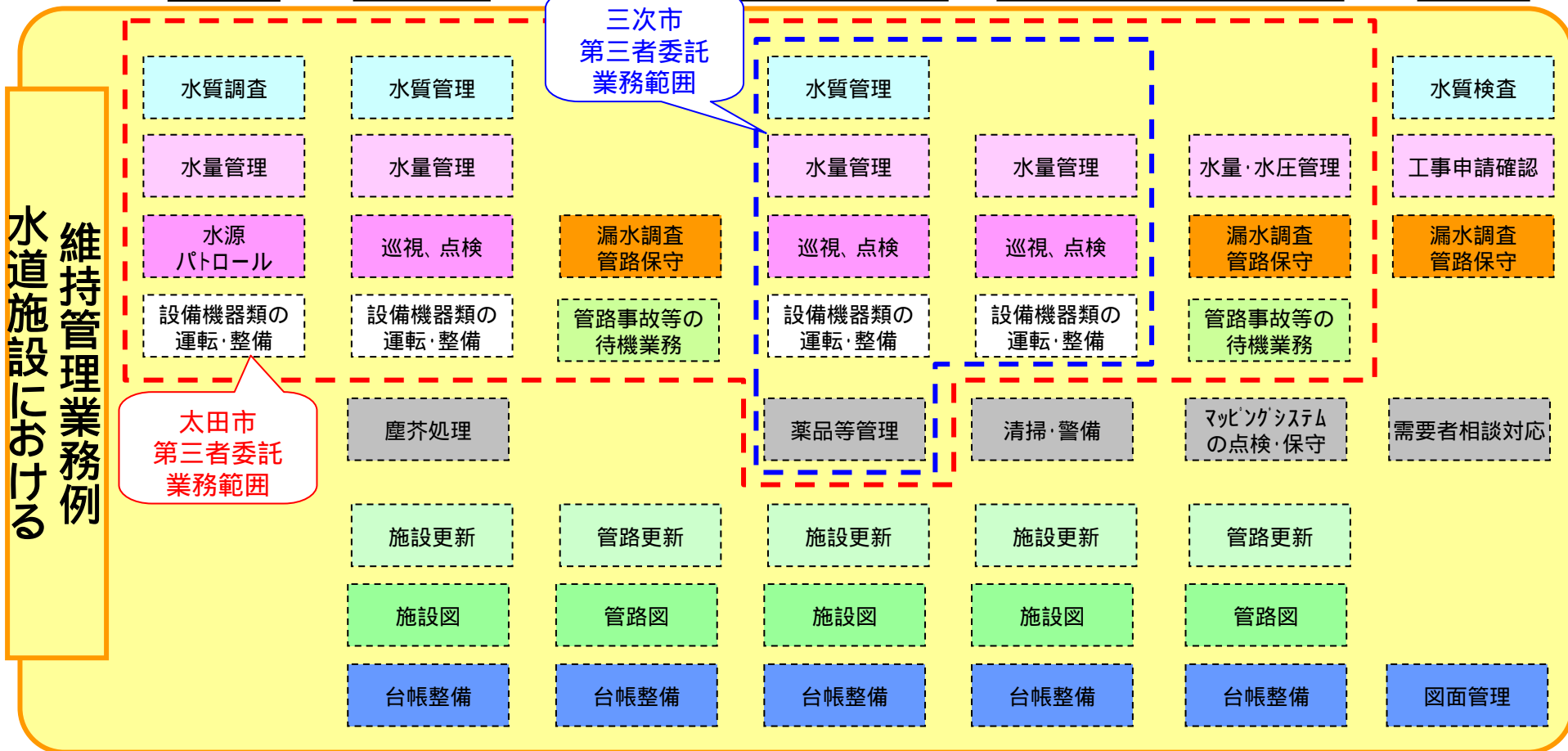
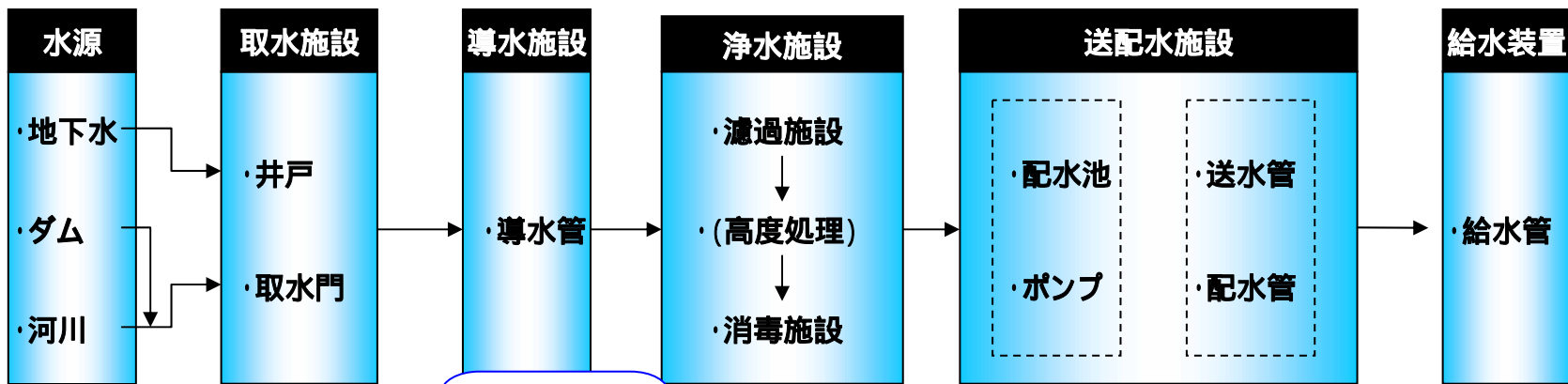
また、上記について、既に策定、公表されたものがあれば提出して下さい。

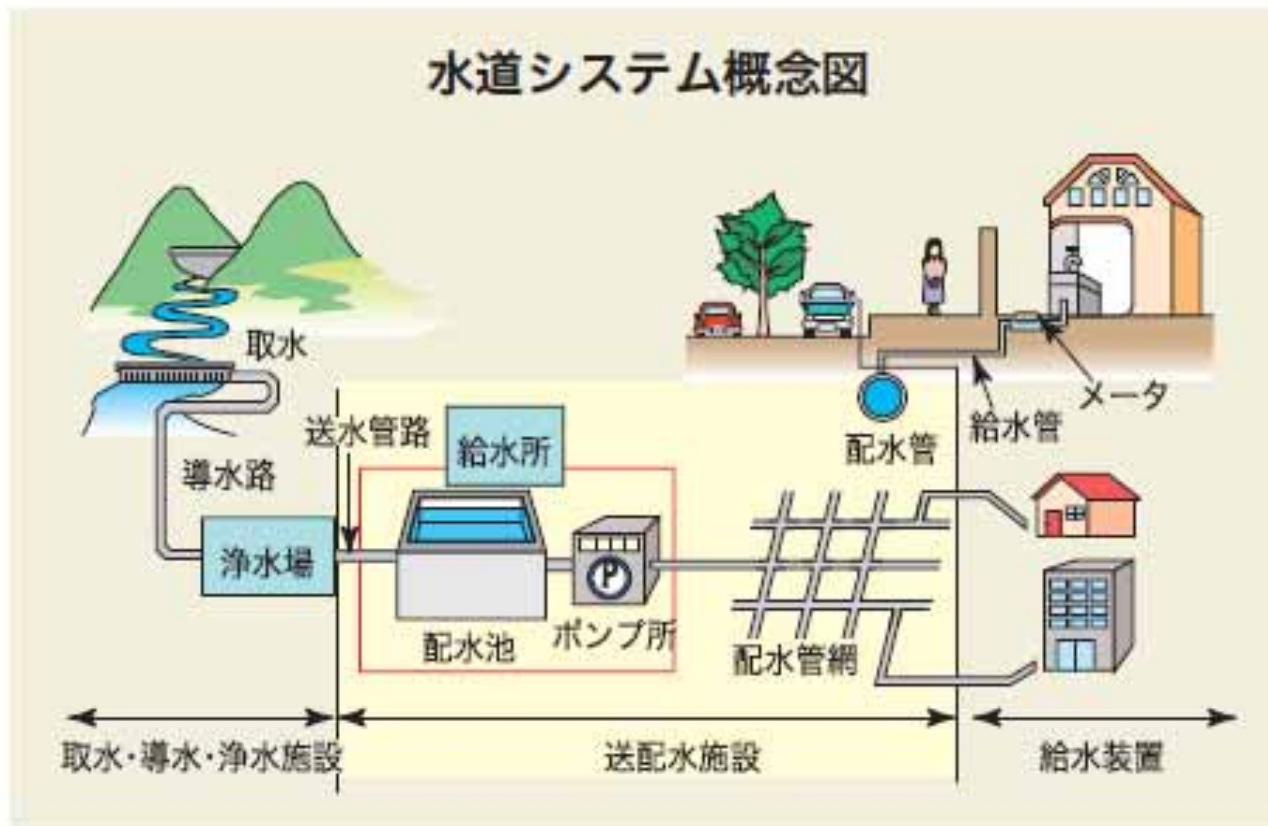
(答)

- ・ 第三者委託、PFIの手引きについては今後1ヶ月程度でとりまとめる予定で作業を進めています。
- ・ 第三者委託導入の合理性評価手法について、第三者委託を含めた様々な運営形態の導入について、水道事業者が費用、技術、サービス等の総合的な観点から評価して検討する際の手法について検討しており、本年度中にとりまとめる予定です。
- ・ 第三者機関により評価する仕組みについて厚生労働省では特に検討していませんが、検討を進めている北海道大学公共政策大学院を中心としたグループがあると聞いています。

(別紙1) 水道施設及びその維持管理・運營業務の概要

(施設例)





施設管理者は

水道事業者もしくは
水道用水供給事業者

水道事業者

需要者

「東京の水道(パンフレット)」(東京都水道局)より
http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/pp/suido/suido_h18.pdf

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
厚生労働大臣	上	稚内市	株式会社 稚内振興公社	運転操作、水質管理、施設の監視・巡視、故障修理、緊急時の措置、業務の記録・帳簿作成等	北辰ダム、萩ヶ丘浄水場及びその付帯施設	H19.4.1	H24.3.31
北海道知事	簡	むかわ町(穂別地区簡易水道)	(有)H・S・K	運転運用業務、保全点検業務、非常緊急時対応業務、水質管理業務、給水装置に関する業務ほか	取水施設、浄水場、配水池、ポンプ室、量水器室	H15.4.1	H20.3.31
北海道知事	簡	むかわ町(豊田地区簡易水道)	(有)H・S・K	運転運用業務、保全点検業務、非常緊急時対応業務、水質管理業務、給水装置に関する業務ほか	取水施設、配水池、ポンプ室	H15.4.1	H20.3.31
北海道知事	簡	むかわ町(富内地区簡易水道)	(有)H・S・K	運転運用業務、保全点検業務、非常緊急時対応業務、水質管理業務、給水装置に関する業務ほか	取水施設、配水池、量水器室	H15.4.1	H20.3.31
青森県知事	簡	五戸町(荷軽井地区簡易水道)	県南環境保全センター(株)	通常点検業務、異常点検業務、水質検査業務、水道メーター検針業務、浄水池等清掃業務	荷軽井地区簡易水道	H19.4.1	H20.3.31
青森県知事	簡	五戸町(倉石地区簡易水道)	県南環境保全センター(株)	通常点検業務、異常点検業務、水質検査業務、水道メーター検針業務	倉石地区簡易水道	H19.4.1	H20.3.31
青森県知事	簡	五戸町(北部地区簡易水道)	県南環境保全センター(株)	通常点検業務、異常点検業務、水質検査業務、水道メーター検針業務	北部地区簡易水道	H19.4.1	H20.3.31
岩手県知事	簡	田野畑村田野畑簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村田野畑簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
岩手県知事	簡	田野畑村羅賀簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村羅賀簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
岩手県知事	簡	田野畑村机簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村机簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
岩手県知事	簡	田野畑村島越簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村島越簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
岩手県知事	簡	田野畑村切牛簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村切牛簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
岩手県知事	簡	田野畑村沼袋簡易水道事業	大崎建設株式会社	法19条第2項	田野畑村沼袋簡易水道	H18.4.1	H20.3.31
岩手県知事	上	紫波町	(株)明電舎盛岡営業所		水道施設(配水施設を除く)	H19.4.1	H22.3.31
岩手県知事	簡	紫波町舟久保簡易水道事業	(株)明電舎盛岡営業所		水道施設(配水施設を除く)	H19.4.1	H22.3.31
福島県知事	上	三春町水道事業	日本ヘルス工業(株)福島オフィス	・浄水施設及び配水池、増圧施設の運転管理、設備点検業務。 ・委託施設に関する非常緊急時の対応業務 ・委託施設に関する水質管理業務 ・来訪者に対する対応	三春浄水場	H19.4.1	H22.3.31
福島県知事	簡	三春町過足簡易水道	日本ヘルス工業(株)福島オフィス	・浄水施設及び配水池、増圧施設の運転管理、設備点検業務。 ・委託施設に関する非常緊急時の対応業務 ・委託施設に関する水質管理業務 ・来訪者に対する対応	過足簡易水道施設	H19.4.1	H22.3.31
厚生労働大臣	上	太田市	株式会社明電舎	・取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設、受水施設及び給水施設の施設管理、水量・水質管理、危機管理。 ・施設管理業務、衛生管理業務、購買管理業務	・渡良瀬浄水場 ・利根浄水場 ・新田受水場 ・藪塚受水場 ・尾島南前小屋浄水場 ・牛沢受水場 ・導送配水管 ・給水管の一部(分水栓から量水器の一次側まで)	H19.4.1	契約に変更が生じたときまで
群馬県知事	簡	川場村簡易水道	藤田水道受託株式会社	浄水場運転管理・配水池水位管理・流末残塩管理	金山平浄水場	H19.4.1	H20.3.31
群馬県知事	簡	旧川東簡易水道	藤田水道受託株式会社	取水滅菌施設点検管理・配水池水位管理・流末残塩管理		H19.4.1	H20.3.31
群馬県知事	簡	滝ノ沢簡易水道	藤田水道受託株式会社	滅菌施設点検管理・配水池水位管理・流末残塩管理		H19.4.1	H20.3.31
千葉県知事	上	長門川水道企業団	株式会社ジャパンウォーター	前新田浄水場、上前浄水場及び酒直配水場の運転管理及びその他関連業務、維持管理及び保守点検業務、修繕・施設更新業務	前新田浄水場・上前浄水場・酒直配水場	H18.1.1	H22.3.31
神奈川県知事	上	南足柄市	東芝電気サービス(株)	水道事業に係る各施設の運転管理、水質管理及び巡回点検等の維持管理業務	南足柄市上水道事業施設全て	H18.4.1	H21.3.31
神奈川県知事	簡	南足柄市	東芝電気サービス(株)	水道事業に係る各施設の運転管理、水質管理及び巡回点検等の維持管理業務	南足柄市簡易水道事業施設全て	H18.4.1	H21.3.31
石川県知事	簡	ひばりニュータウン簡易水道組合	(株)柿本商会	水道施設の技術上の業務の全て	簡易水道施設(配水ポンプ場合)	H18.8.1	H19.7.31
山梨県知事	上	東部地域広域水道企業団	株式会社 明電舎 山梨営業所	百蔵、田野倉、上野原の3浄水場の運転管理 浄水施設の点検、電気設備の保安	百蔵浄水場、田野倉浄水場、上野原浄水場	H18.4.1	H20.3.31
厚生労働大臣	上	高山市	高山管設備グループ	取水から配水池までの施設の維持管理及び機械の運転業務、水質管理	上野浄水場、宮第1水源池及び宮第2水源池、坂口接合弁、下切取水場、加圧ポンプ場、配水池(7箇所)、導水管並びに送水管	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	上	高山市国府上水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	鶴巣浄水場ほか	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	岩滝簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水研他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	丹生川簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水研他	H18.4.1	H21.3.31

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
岐阜県知事	簡	荒木簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水枡他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	川上簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	坂下簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	大原簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	上小島簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水枡他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	彦谷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	ポンプ井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	六蔵簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水池他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	荘川簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堰堤他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	野々俣簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水池他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	宮簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	集水接合井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	段簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	久々野簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	中組簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	小坊簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	2号井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	大西簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	渚簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	甲・小谷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水枡他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	大廣簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	黒川簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	秋神簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堤他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	浅井簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	日面簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水枡他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	朝日簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水井他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	上ヶ洞簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	受水槽他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	阿多野郷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水枡他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	日和田簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水枡他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	本郷簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	平湯簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水槽他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	一重ヶ根簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	中尾簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	一宝水簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	板尾簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	長倉簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	水源他	H18.4.1	H21.3.31
岐阜県知事	簡	蔵柱簡易水道事業	(株)高山管設備グループ	取水～配水池の施設維持管理、機械運転業務、水質管理	取水堰堤他	H18.4.1	H21.3.31
厚生労働大臣	上	和歌山市水道事業	クボタ環境サービス株式会社 大阪支社	有本水源地における運転管理業務	有本水源地	H18.3.24	H21.3.23
広島県知事	上	三次市上水道	(株)ジャパンウォーター	浄水場、ポンプ所、配水池(取水場含む)の運転、運用業務、保守点検業務 浄水場、ポンプ所、配水池(取水場含む)に関する非常緊急時の対応業務	寺戸浄水場関連施設 向江田浄水場関連施設	H14.11.1	H20.3.31
広島県知事	簡	三次市君田町藤兼簡易水道	アクアエース(株)	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市君田町君田簡易水道	アクアエース(株)	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市布野町簡易水道	アクアエース(株)	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市作木町大津簡易水道	アクアエース(株)	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市作木町港簡易水道	アクアエース(株)	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市吉舎町吉舎地区簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市吉舎町敷地地区簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市吉舎町安田地区簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市三良坂町簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市甲奴町簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市三和町板木簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市三和町敷名簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市三和町日南簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	三次市三和町下板木簡易水道	(株)ジャパンウォーター	水道の管理に関する技術上の業務の一部	浄水場、ポンプ所及び配水池	H18.4.1	H21.3.31
広島県知事	簡	北広島町芸北地区簡易水道	(株)ジェイ・チーム	取水、導水、浄水、送水、配水の各施設における施設管理業務、危機管理業務等	一部	H18.4.1	H23.3.31

届出先	水道事業者等の名称		受託者	委託した業務の範囲	委託施設	契約期間	
	種別	事業体名				開始	終了
広島県知事	上	大竹市上水道	㈱ジェイ・チーム	取水、導水、浄水、送水、配水の各施設における施設管理業務、危機管理業務等	一部	H17.4.1	H20.3.31
山口県知事	上	田布施・平生水道企業団	株式会社スーパーウォーター	取水施設、浄水施設、各ポンプ所及び各配水池の運転・維持管理業務	田布施浄水場、平生配水池外、日立ポンプ所外	H15.12.1	H21.3.31
高知県知事	簡	仁淀川町大崎地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
高知県知事	簡	仁淀川町田村地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
高知県知事	簡	仁淀川町名野川地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
高知県知事	簡	仁淀川町寺村地区簡易水道	株式会社日東水道	取水施設から管路施設の水道施設全般の保全業務	取水施設から管路施設	H19.4.1	H20.3.31
厚生労働大臣	上	飯塚市	水道機工株式会社福岡支店	・ 鯉田浄水場及び明星寺浄水場の運転管理、保守点検、水質管理業務、環境整備業務、簡易な故障の修理、緊急的な事故(停電、災害、水質異常等)の処理、業務の記録、帳簿等の作成 ・ 吉北浄水場、堀池浄水場、伊岐須浄水場及び相田浄水場の運転管理、保守点検、水質管理業務、環境整備業務、簡易な故障の修理、緊急的な事故(停電、災害、水質異常等)の処理、業務の記録、帳簿等の作成	・ 鯉田浄水場、明星寺浄水場及びその関連施設 ・ 吉北浄水場、堀池浄水場、伊岐須浄水場及び相田浄水場の関連施設	H19.4.1	H22.3.31
厚生労働大臣	用	福岡地区水道企業団	協和機電工業株式会社福岡支店	海の中道奈多海水淡水化センター及び場外施設の運転操作監視業務及び保守点検業務	海の中道奈多海水淡水化センター、場外施設(多々良混合施設、下原混合施設、長谷水圧調整水槽、混合放流施設)	H18.4.1	契約内容に変更があるまで
熊本県知事	用	上天草・宇城水道企業団	(株)日本管財環境サービス九州支店	八代浄水場の運転管理業務	八代浄水場	H18.4.1	H21.3.31
厚生労働大臣	上	薩摩川内市水道事業	月島テクノメンテサービス株式会社九州事業部	丸山浄水場の運転管理業務 送水施設及び配水施設の管理業務並びに軽微な修理・調整 管末水の消毒の残留効果の測定及び市内水道施設の運転維持管理	丸山浄水場、向鶴及び芸ノ尾配水施設	H19.4.1	H22.3.31

(別紙3)

水道事業におけるPFI導入状況

事業所 (実施者)	概要	形態	予定期間	事業会社	事業者選定方法
金町浄水場 (東京都水道局)	・ 常用発電設備の設置及び運営	BOO	平成12年10月~ 平成32年10月	金町浄水場エネルギーサービス(株) (石川島播磨重工(株)、清水建設(株) 及び電源開発(株))	プロポーザル
朝霞浄水場及び三 園浄水場 (東京都水道局)	・ 常用発電設備の設置及び運営 ・ 浄水処理過程で使用する消毒剤の 製造 ・ 浄水処理過程で発生する発生土の 有効利用	BOO	平成17年4月~ 平成37年3月	朝霞・三園ユーティリティサービス(株) (株)日立製作所)	プロポーザル
寒川浄水場 (神奈川県企業庁)	・ 排水処理施設の設置及び運営 ・ 排水処理施設から生じる脱水汚泥 の再生利用	BTO	平成15年12月~ 平成38年3月	寒川ウォーターサービス(株) (月島機械(株)、富士電機システムズ (株)、電源開発(株)、日立造船(株)、 月島テクノメンテサービス(株))	総合評価一般競 争入札
ちば野菊の里浄水 場 (千葉県水道局)	・ 排水処理施設の設置及び運営 ・ 排水処理施設から生じる脱水汚泥 の再生利用等	BTO	平成17年3月~ 平成39年9月	江戸川ウォーターサービス(株) (富士電機システムズ(株)、電源開発 (株)、月島テクノメンテサービス (株))	総合評価一般競 争入札
大久保浄水場 (埼玉県企業局)	・ 排水処理施設及び非常用電源施設 等の設置及び運営等	BTO	平成16年12月~ 平成40年3月	PFI大久保テクノリソース(株) (三機工業(株)、(株)大林組、(株)明 電舎、前澤工業(株))	総合評価一般競 争入札

事業所 (実施者)	概要	形態	予定期間	事業会社	事業者選定方法
知多浄水場、高蔵寺 浄水場、尾張東部浄 水場及び上野浄水 場 (愛知県企業庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理施設の設置及び運営等 ・脱水汚泥の再生利用 	BTO	平成 18 年 4 月~ 平成 38 年 3 月	(株)アクアサービスあいち (日本碍子(株)、(株)NGK-E ソリユ ーション、エコマネジ(株)、(株)日水 コン、(株)明電舎、UFJ セントラル リース(株))	総合評価一般競 争入札